

山林解放と自作農の立場

——農用林の利用形態を中心としての二、三の論書——

古 島 敏 雄

係を考える時、それを考慮しない山林解放の强行は、常に自作農を離反せしめる原因を持つように考えられる。

群馬県の一村に村内私有林の開墾問題を中心として、村民が二分し、從來日農系の農民組合が自作農層をも含めて活動していたのが分裂して自作農を中心とし、自ら右翼と名乗る自治組合なるものの出現するに至つた例がある。その結果この村では農地委員會の改組が行われなどしたため、七月半に未だ不在地主の農地買収すら行われない状態にあつた。勿論この村の對立は單に開墾のための山林解放だけが、全ての原因でなく、外部のものには理解し難いような、永年の感情對立がその底にあるのかも知れない。現在の村の當事者である地主、自作農側は問題のもつれを一に赤旗を立て、プラカードを押立てゝ騒がせた農民組合の少數指導者の、どきつい鬭争によるとしている。之にも亦それを必然ならしめる永年の對立があつたかも知れない。それらの詳細は外部のものの一兩日の聞取では探り得ないが、農業生産と農用林野との關

本來耕作農民の立場に立つて、地主的山林所有とのみ對立すべき、山林解放にあつて、自作農層が解放の要求と對立するに至る事は殆んど解放を不可能にする障礙である。群馬の一村でそのような事態を生ぜしめたのは、單にその村一つの問題ではなく、普遍的な問題を含んでいる。形こそ村の分裂對立の形に立到らなくとも、同様の利害關係が、開墾のための山林所有權の解放に際して現れて、元村と入植開墾計畫との對立を生んでいた例は全國的に乏しくない。入植開墾者が外來者であり、計畫者が國縣等であり、施工者が農地開墾營團である場合には、問題は村對官僚、村對營團と云う形をとるのであるが、開墾計畫者が村内にある場合には、村内勢力の分裂對立を生むに至るものと考えられる。二、三の例を手掛にして、既存の農業生産形態の利害關係か

らこの間の問題を考えて見よう。

二

未開墾地開発の問題は戦争末期から生じて來ている。企業整備による廢業者を滿洲に送つた考え方は、滿洲への送出が不能になると共に國內に向つたのであるが、二〇年三月九日の東京の大空襲以來被災者の救済問題と絡んで、その姿を明らかにして來た。

殊に外地からの食糧輸入不可能と共に逼迫した食糧事情がそれに拍車をかけた。更に敗戦による復員、海外よりの引揚、二〇年の大凶作による食糧問題の激化は、この勢を強め、食糧増産対策、失業対策としての開墾は、國策と云う大きな看板を掲げて、未だ從來の官僚民卑思想の抜け切らぬ農民、ことに村の當局者達を心理的に壓迫して、不可避の強制として開墾競争地の割當を受け取らせるに至つた。舊來のまゝの一時述れの轟大な机上計畫が各縣に割當てられ、それが特定の場所に割當てられた時、本來の立前は村の希望によつて計畫に計上する事でありながら、村にとつては日本國民の課せられた食糧増産の、國際的要請に基く義務と觀ぜられるに至つた。自村の既存の農業にとつては耐え難い負擔であつても、敗戦下の食糧事情にあつては、たとえそれが全く實現の望のない計畫であつても從ふべきものと一應考へられ、受け取られたのである。この受け取方には、戰時中に完全な最下層行政機關と化した村の當局者の上級官廳に對する無條件屈從の風も與つて力があつたであらう。

併し開墾（技術的な伐木、拔根、清掃過程）の進行と、開墾地

營農の困難とは村民に批判の聲を生ぜしめた。これは採草地、薪炭林の缺乏が事實問題として感ぜられ、人植の困難が實證される形となつて來た事と、一方には漸く官僚批判の自由が意識されるに至つた事によるのであらう。元村の採草地がなくなる、薪炭林がなくなる、水源涸養林が荒されれば田植不能田が出來ると云つた聲が開墾地の附近の村々で聞かれるに至つたのである。

長野縣深志郡の一村では八ヶ岳山麓の大規模開墾計畫が樹てられ、之に對して一應反対して、標高一二〇〇米線以上に入植地を限定し得たのであるが、先遣隊による第一年度開墾營農結果が不成功に終るや、營農は開墾場所を下降せしめる運動を開始し、同村が反対を續けるや、遂に同村内の不在地主の山林を買収して、そこに下る事を始めた。その箇所は文字通り村の水源涸養林であり、その山林の下邊に山麓始めての涌水があり、その涌水によつて聚落も成立し、水田も耕作可能となつてゐる。この上部の山林の保水力は必ず涌水の年内平均涌出に影響を及ぼすものであると村民によつて考えられている。而もその林地の下枝刈は同時に村民の燃料源ともなつてゐるのである。

所が此の村にとつては營農開墾とは別に村内からも新しい開墾希望が起つて來た。それは村出身満洲開拓民中の歸還者及び村内次三男を主體とするものである。彼等は村内の聚落の間に介在する一、〇〇〇米以下の林地約三〇町歩に眼をつけたのである。之はその林地の下邊にある部落の私有林であるが、これの開墾を自作農創設特別措置法の開墾地解放の條項によつて村内二三男に入

積せしめる事を求めたのである。この場合彼等は先の水源涵養林中に法律の定める代替地を與える事を考えているのであるが、林當局及び農地委員會は營圃開墾とこの開墾希望の間に入つて如何に處すべきかに迷い、更に現在の探草地を失う人々が、從來の便宜擁護の立場から反対の氣分を持つてゐる。たゞこの村にあつては、開墾希望者の要請が控目であり、相談を持ちかけると云ふ形であるため、村の分裂と云つた形にまでは進んでいないのである。こゝに從來の食糧確保、失業救済的營圃開墾の立場とは別に、農地解放の線に沿つたものとして新しい立場が出て來たのである。

農地解放に伴ふ山林解放の問題を法律に則して見ておこう。自作農創設特別措置法では山林の一般的な解放を問題にしてゐるわけではない。特定の探草地と、開墾適地と、開墾地への代替地とに限られる。法の十五條一項二號には「第三條の規定により買収する農地に就き自作農となるべき者が、賃借権、使用賃借による権利若しくは永小作権を有する探草地」その他を、自作農となるべき者が農地委員會に對して解放要求をする時は、農地委員會の認定に基き政府は之を買収する事を規定している。この探草地の買渡に關しては積極的規定がないが、法の精神から見て利用者に賣り渡すものと考えられる。

開墾適地の解放に關しては三十條以下に規定せられている。一項一號で「農地以外の土地で農地の開發に供しようとするもの」が買上の對象となり、之は原則として都道府縣農地委員會の未墾地買計畫によつて行はれる事になつてゐる(法三十一條)。但し北海道にあつては四十町歩、都府縣にあつては十町歩以下の未墾地の場合は市町村農地委員會の定める未墾地買計畫によつて政府の買収が出來る(法三十八條、則二十四條)。此等の土地にあつては政府が賣り渡しの相手を定められていて、買上手續から云つて十町歩以下の場合には村の委員會の手によると考へてよいであろう。

かゝる未墾地の買上は屢々探草地、薪炭林を含むことが考へられる。その場合土地を利用する者の利用権を考えられなければならない。法は三十七條に於て、そのために代替地を指定して賣り渡し、又は賃借によつて利用させることを考へている。保護せらるべき利用権は、その「土地に關し所有権、賃借権、使用賃借による權利、永小作権、地上権又は人會権」を有することによつて利用する者である。合法的な利用権の總てに對して、特に必要のある時には代替地を與えることが出来るのである。

群馬縣の一村の場合、この計畫に基き、村内私有林二〇〇町歩を全面的に開墾適地として國に買収して賣ら運動をしたわけであるが、之は勿論縣農地委員會の仕事となり、縣の開拓委員會への諮詢を必要とし、總じて大規模人植開墾を考えている縣開拓課、農林省開拓局の計畫の框内に入つて行く。その結果は既存農家の増反開墾、次三男の分家人植の外に、廣汎な部分に戰災者、引揚者の入植を要求されることとなる。而も此の村の場合私有林に接

續する山林は國有林であり、針葉樹の植林があり、而も險陥である。併し政府の所有する土地物件も開墾適地は開墾して賣り渡す對策となり、又光の代替地としての指定をすることも出來ることになつてゐる(令三十一條一項四號)。併しこの村の場合そのような法文の許す範囲内で、最も周密な生産條件を確保する方策が立てられたのではなかつたようである。そこに五反一町の山林を有し、耕地所有に關して言へば自小作層に屬する人々までも開墾反対に追ひ立てる途があつたよう考へられるのである。採草地の喪失と他地方人の多數が入植して増反の見込のなくなる事が、反対的主要原因をなしたものと考へられる。

戰爭末期から始つた肥料不足は、自給肥料の増産を說かせるに至つたが、勞力不足がそれを阻んでいた。今多くの復員者を得て採草労力を多く持つて至つて、肥料源としての採草地の意義が地方によつては高まつて來ている。地方によつては水田肥料としては檍櫻等の若芽を小枝とも入れる刈畝が用いられるものと考へられて、多くの落葉搔と共に山林は一年の肥料、飼料の供給に重大な意味を持つて來ている。之に薪炭林としての利用と、水源涵養林としての效用を考える時、既存農業にとっての山林の意義は明かである。併し此等の有用性はその時々の肥料事情、薪炭價格等によつて一定ではなく、自明でもない。又毎年々々の利用を考える時、繼續的な利用に必要な量が一年利用分の何倍あつたらよいかと言ふ事になれば尙ほ事第三者に對して納得力を持つ規律に乏し

い。そのために此等の理由は屢々不當に誇張されていると云ふ印象を與えるのである。而も此等の有用性は農業經營の様式、各人の階層によつて一定ではない。山間部の村落でありますながら薪炭は全く購入であつて、自己所有の薪炭林の問題にならない農家も少くないのである。

二、三の地方での農用林の必要量についての聞書から要點を抜いて見よう。

長野縣諏訪郡の、先に掲げた部落の私有林が同村内の滿洲引揚者によつて開墾鑿定地として希望されてゐる一村の例を見よう。S氏は田四反六畝、畑三反四畝を作つて、村平均より一反五畝程大きい農家である。松林四反、雜木林三反を開墾鑿定地に持ち、馬一頭を同育している。薪には松林の下枝と間伐を用い、大陸芝で足りる。落葉は私有的雜木林ではやゝ不足で、八反の耕地の厩肥として馬一頭に冬期間踏ませるには四反位が欲しい。落葉け六東一駄で年に二〇畝を厩に入れる。田四反分の藁は自家用の廻延儀用を除いて全部を冬期の飼料に用いている。夏の草は土手の草を利用するが、草立が悪く、年一回しか刈れない。川端の水掛のある草間では年二回刈ることが出来るが、この家では持つていな。三里ヶ原へは九月初旬より刈りに入るが、原迄一里餘で、日に二往復しか出来ない。昨年度で二〇日位刈りに上つたが、之は部落内では最も多く刈つた方である。この刈草は乾草として冬期興へるのである。薪炭林四反、雜木林四反の外に乾草場として

S氏の部落では平均雜木林及赤松林計で三反位であり、一町以上持つものは三、四名にすぎない。村全體では六一戸の農家に平均二町の山林があるが、之は勿論地主の手中に集中しているのである。牛馬計三三八頭、山羊一一六頭が村全體の家畜である。經營面積別の戸數分布を見る時、一町以上計二七戸があるが、此等は總てが牛馬のうち一頭、多分は馬（計一六〇頭）を飼つているのである。五反以上一町未満の二五〇戸のうちで一六一頭前後の穢のものが伺われると考へられる。少數づゝ自己所有の形で利用している山林は勿論此等牛馬飼育農家に屬し、此等の農家が最も肥沃な自給肥料を持ち、村内では安定した農業を行つてゐるのである。山林解放の影響は此等の小所有者層に最も生産的な打撃を與えるのである。

此の村に隣る山梨縣の一村の例について見よう。山に最も近い一部落の四戸の開拓の結果では、耕作面積と山林所有、家畜所有とは第一表のよくな關係にある。耕作面積とその他のものは關連して増加していることが分る。右のうち山林所有最大のD

	水田	畠	馬	牛	山	羊	林	備	考
	丘	反	頭	頭	頭	頭	面積	支	は入
A	4.0	1.4	10	0	0	1	1.5	2.0	林 山借 (一反貸歩)
B	4.0	7.0	1	0	1	1	6.9		
C	6.0	5.0	0	1	1	1			
D	6.2	5.9	1	0	1	1	22.0		

氏について見るに、水田用の青草、刈穂は反當四〇〇貫の割で施すが、その大部分は私有地により、不足の一部は國有林よりの村の借入地で刈る。飼料用の乾草は、全部國有林より刈り取つてゐる。五月から九月にかけては毎日草刈に行き、一日おきの分一賦づゝを青草として與え、他を乾草用に分けている。私有林の解放は此の場合は勿論この家の生産計畫をもくつかえすことになる。入植者が採草地を無くすることは從來の經營形態を不能とするものとして反対する理由が十分にあるのである。

農家Aは山林（採草地）を借り入れているが、耕地も三反三畝は借入地である。借入採草地は借入水田に隣接するもので私有地であり、水田に附隨するものとして借り入れている。小作料は一反五畝で五圓位と云う。この家の採草地はこの一反五畝と、道端の草、畦畔の草に依存している。道端の草は、それに接する田の耕作者の利用に供され、畦畔は上の田に施している。このやうな採草はこの家では山羊に與える外刈穂の形で田に施されるが、その量は反當三賦（九〇貫）であつて、Cの一八〇貫、Dの四〇〇貫に比べると少い事が分る。牛馬を持たないため、夏草刈、乾草作りもやつてしない。この家の開拓では、乾草について、「馬の居る家では最低一〇駄は作る」と馬飼育との関連で答えていた。開拓の進行と採草地との關係についても「大きな採草地は入植者の來たため、第五火防線の上迄行かねばならぬ。往復二里以上ある。遠くなつたので朝草刈も容易に出来ない」と云つてゐるが、牛馬のない家では直に放棄し、而もそれを苦痛にも思つてい

ないのである。

先に述べた群馬県の村の例を見よう。調査農家は四戸であり、何れも地盤に近いと云はれている。耕地面積、山林、家畜の關係は次表の如くであり、經營大にして家畜多いにも拘らず山林所有が乏しい。之は何れも自小作層に屬する事とも關係がある。之は四戸共に馬を持たない事にも現われている。

第二表

	A	B	C	D
耕 地	反 3.1	反 2.5	反 8.0	反 3.0
田 煙 計	11.0	13.0	7.5	9.0
山 林	14.1	15.5	15.5	12.0
(部落有林) (野145町)	0	3.0	0	8.0
牛 山 紬 鹿 離	反 1 3 3 1	反 2(仔1) 0 3 1	反 1 1 0 0 6(他離10)	反 1 1 0 2 4
家 畜				

四戸の調査農家は村内各地域に分散しているのであるが、Dは最も山に近く、Cは村の中央部に、A、Bは前橋市迄下肥採取に行きうる地域にある。Aの部署には家畜飼育少く、又水利不便（貯水池溝渠）のため田も乏しく、採草用益への要求が強くなっている。ために日常の採草は路傍、駐畔に多くのものを依存している。朝草は駐畔の草であり、朝食前に三回位刈る。背負程度は人の駐畔でも刈つてよい。家畜の飼料は五月二十日頃から八月一杯は駐畔の草で間に合う。冬期は主として水稲、陸稻の稟であり、稟の總量の八割位は飼料として用いる。この外に共有地で乾草を作り、八月頃から一〇人手間位をかけるが、一日二人で一五〇貫位、全部で七、八〇〇貫を採草する。共有地は二里位離れており、一四五町歩の面積で、立木あり、採草には不適當な状態となつてゐる。落葉は同じく共有地で一〇〇本（五〇〇貫）位かいた。之は勿論貯蔵の乾草となり、厩肥源となる。

此の程度の飼料事情で牛の厩肥は月二回位出し、豚は月三四回位出して無蓋コンクリート床の堆肥置場へ堆み、四、五回切返えしをする。之と月三回乃至五回位前橋へ下肥づけに行くのに依つて、周囲に比べて餘程高い生産力を擧げてゐるのである。大量の家畜の粗飼料が家の周囲より得られるため、此の家では開墾に對する利害は激烈ではないが、矢張り共有地の喪失は乾草、落葉、燃料給湯の喪失となるので全く無關心ではいられないわけである。七〇〇貫の乾草用採草、五〇〇貫の落葉は、無家畜農家には全く必要のないものである。

B農家の場合三反歩の山林は家畜の踏む落葉をかく程度のものであつて、薪炭の自給は出来ない。落葉の多かつた頃は薪炭で自給したが今では買わなければならぬ。粗飼料は水稻、陸稻葉の殆んど全部、甘藷蔓が中心となる。西の山は誰のものでも刈つてよいので、八月から刈り始め、晚秋畠が忙しくなるまで刈る。手不足であり、子供を中等學校へ出しているので、手を抜いた百姓をやつていると云う。Cの場合も粗飼料は稲中心であるが、薪炭及落葉は山を買つて用いている。昨年は落葉五〇本(三〇〇貫)程かいたが、今年は開墾のためかけなくなつた。Dは八反程の林地があり、うち三反程は落葉かきに用いられる。朝草刈は六月末から八月一杯行うが、こゝでも多は勿論落葉が粗飼料である。

此等の人々の家畜飼育にはそれも山林が限界的な意味を持つてゐる。僅かの利用であつても山林利用の出来る事が家畜飼育、ひいては肥料自給、高い生産力の基となつてゐる。現在村の西にある縣有林は立木地となつてゐるが、造林後二〇年位の針葉樹林であり、下草刈、落葉搔き共に不可能となつてゐる。併しその以前には縣有林の採草が許されていた。金肥の普及と労力不足のため採草もやめたのである。一〇月一日からは落葉かきのための入山が許されてゐたので、山所有のない人々も落葉を踏ませる事が出来たが、今では家畜飼育、落葉搔きは山持だけの特権となつてゐるのである。

五反前後となつてゐる。B Cは一町五反五畝であるが、六四五戸の農家のうち一町五反以上は二三戸、村の最大耕作者の中に入る。一町以上一町五反未満は一〇〇戸、一町以上計一二戸は全農家の約一九%であり、調査農家は何れもこの中にある。但し家畜飼育の面から見た時、馬所有のない事は調査農家の一特質をなしてゐる。全村で五八頭の馬があり、五六頭は四歳以上である。此等の馬の飼育者は村内で最も採草用糞を多く必要とする人々である。牛は二五三頭、内一八六頭が一八ヶ月以上で、何れも役肉用牛であり、此等の飼育者は先の馬飼育者について多量の採草を必要とし、従つて山野に對して關心を持つてゐるのである。以下説は四三戸で五一頭を、綿羊は四三戸で六七頭を、山羊は飼養者數を調べ落したのであるが一五三頭を飼育してゐる。各種家畜飼育者相互の關係は明かでないが、先の四戸に見るよろに、一戸で各種の家畜を飼う可能性は多いのである。大家畜牛馬だけは一戸一頭とすれば、少くも三一戸は山野の個別的利用者として、現在の占有形態の下で有利な地位を占めているものと云う事が出來る。

村内二〇〇餘町のうち七一町歩は村内最大の地主の所有であり、次の山林地主は一九町を持ち、以下一町以上二戸、五反以上五三名となつてゐる。總山林所有者數を調査し落してゐるのであるが、家畜飼育と山林所有との關聯についての云々よくな點を強く考慮すれば三〇〇餘の牛馬飼育者の大部分は山林所有者であり、然もそれらの大部分は一町以下の零細な所有者であるか或

は所有ではなくとも何等かの形での實質的利用者である。Aの住む部落では共有林を持つている。そこに山林の解放に關して村内の農業者を貢半分に分つような利害關係の分化を見ることが出来るのである。

更に所有者としての利害關係に立つものは二戸に過ぎないのであるが、問題が開墾のための全面的解放と云う形をとつてくる時、現在の肥料、飼料事情下にあつて經營を堅實ならしめる基本的條件として林野を持つてゐる有畜農家にとつては、彼等の有する零細な山林をも奪い去られる事は、從來の再生産の基礎の喪失となる。このような生產的條件の剝奪を提起した農民組合側には、「農業生産者としての感覚が無い、非農民の指導者に疎らされている」と云う批難を甘受せざるを得ない缺點があるとも云いうるのである。勿論現状確保だけしか考へられないならば零細農民には現在家畜がないのだから採草地は必要はないと思ふ。しかし、併しそれは農業生産力を低からしめる基本的條件であり、それを通じて一見平等な供給制當であつても不公平な結果を生ぜしめる原因をなしているのであり、富農層に閑賈の機會を與え、更に生產的裝備を優秀ならしめるに對して、無畜農家を縮少せしめる因となつてゐる。之に對しては有畜農家の家畜飼育條件を奪うことによつて對抗すべきではなく、無畜農家に飼育條件を與える事を考ふべきではなかつたろうか。

そう考える時、經營擴張、次第に入植のための開墾の必要を充すためには、農耕條件のある今の私有林を開墾する必要があれ

ば、それと共に今立木地である縣有林の採草地化と、曾て勞力不足によつて採草を放棄した、その原因への對策の一としてリヤカ、荷馬車等を山の中腹まで入れうる道路の改修、造成等が考えられると共に、採草の形式としても刈置を可能ならしめる村内相互監察の體制、利用形態の整備等が考えられねばならないのである。（通常入舍地の利用形態としてその日に刈つたものは全部ある。〔その日に運ばねばならない。刈る日には刈る一方で、散日山に置いて運ぶ時には運搬のみに専心する〕ため、刈つたものを山に置くことを云う。）

國或は縣等官廳の造林利害は、現在亂伐のあとを受けて頻發する洪水に支えられて、立木地の採草地化を抑止する事は明かである。その際、現在伐採適地に達していない里山が曾て如何なる農業的意味を持つたかを反省すると共に、洪水と亂伐との具體的關係と、未植林の伐採跡地全體の植林策を全産業的に反省して見る餘裕を官廳側は持たなければならぬと思う。

戰爭中の肥料不足と飼料輸入の杜絶から、新しく林野が必要な生産手段として登場したのであるが、再び飼料輸入の途が開かれ、肥料の増産が行はれた場合、簡単に再び林野不要の狀態が現出するがどうか、そこに今後を考える一の鍵があるが、簡単に採草による家畜飼育並に肥料自給が不利になるとは云ひきれないと共に單に引合わないものとして放棄すべきではないと云つた感を持たされる。採草による家畜飼育、肥料自給を不利ならしめたものは自然的必然的なものでなく、利用形態に於ける共同體的制約、山道の不備、山林所有に於ける地主支配等も大きな要素とな

る。更に領民地を失つた條件の下で開墾地の新しい農業形態を積極的に作り出す努力が行われれば、既存の經營に於ても家畜飼育

に今迄存しなかつた條件が出来て来るのではないかなどと考えられる。地方によつては金肥の安い時代を通して採草地としての山が

有效に利用され續けている例もあるのであつて、今現に直面している短期的な事情としてだけではなく、採草地の農業的な意味を考えて見なければならない。

今現に採草地の生産的意義を無視した農村の動きが、全農民の農業生産者としての健全な生産條件の確保を目的として動かねはならぬ時に、屢々農民によつてその條件が見落されているのではないかと云つた印象を受ける場合がある。山林、原野一つの問題も、單なる合意葉としての解放の對象としないように、その生産的意義の實體の把握を今からでも行わなければならぬと痛感させられるのである。(一九四七、九、一六) (本所研究員)

創刊號 目次

創刊の辭

論

近年に於ける農業生産の消長とその原因に關する物量的考察 愛甲勝矢

日本貿易と產業 馬場啓之助

所謂「分割地」農民の成立過程について 高橋幸八郎

其破調査の改更と標本調査 東井金平

における「客觀性」の問題 佐賀縣における農業勞働の特殊問題 錄形勲

地帶別に於ける農業所得の分析 井上龍夫

昭和二十一年度新潟縣における實態調査の報告 貨幣調査の報告 中谷宇吉郎

日本式プラウの研究 宮崎縣の高冷山岳地に於ける農業經營 永友繁雄

指定研究村における必需物資配給實績調査報告 (山形・栃木・福岡各縣研究村)

紹介

世界食糧農業問題
展望に關する報告 東歐諸國の農民間

便り
農村便り 自作地主の類型 舟江豊三郎
貨貸と針下野口孝徳
たまねぎ小泉所
農村雜記 中田吉雄

○農業綜合日誌

○所報